

中小事業会社における  
法令遵守体制整備  
の課題と検討-米国  
の対応からの示唆

明治大学 法学部  
教授 柿崎環



- I 小規模会社における法令遵守体制構築・運用をめぐる問題点
- II 米国の小規模会社における法令遵守体制整備への対応と課題
  - ・連邦量刑ガイドラインによるコンプライアンス・プログラム
  - ・小規模会社向けCOSO内部統制フレームワーク
  - ・DOJおよびSECによるFCPA法執行手法の展開
  - ・ERM改訂の意図と小規模会社への活用
- III 日本法への示唆

## 本日の報告の概要

# I 中小会社における法令遵守体制整備に係る問題点

- 小規模事業者の経験、人的・物的資源、専門性の不足
- 法令遵守体制整備の意義に対する経営者の意識の欠如
  - cf. 米國小規模企業家層に共通する「過度に楽観的」「未来志向的」な起業家マインド
- 整備・運用に係る規制コスト負担への懸念
  - cf. 2008年金融危機における小規模会社の倒産数と規制コスト負担
- 外部的強制により自律的ガバナンスを要求することの矛盾と限界

## Ⅱ 米国における小規模会社の法令遵守体制整備の対応と課題（1）

### \* 企業のコンプライアンス体制の整備を促す連邦規制上の対応策

➤ 1991年連邦量刑ガイドライン (United States Organizational Sentencing Guideline)

に企業犯罪に関する項目を導入

→ 米国の企業犯罪に対して高額の罰金刑を定める一方で、裁判所がその量刑を判断するにあたり、一定レベルの**コンプライアンス・プログラム**を備えていた企業には、量刑上の軽減を認めるガイドラインを示したもの ⇒ **小規模会社にも適用**

➤ 司法省による企業犯罪を訴追するにあたり、通常、考慮される項目として定着

→ 要求されるコンプライアンス・プログラムの内容が、その後の改訂により変化

さらに司法取引的訴追対応に活用 → 訴追延期合意、訴追免除合意の要件

## \* 連邦量刑ガイドラインの改訂(2004年)

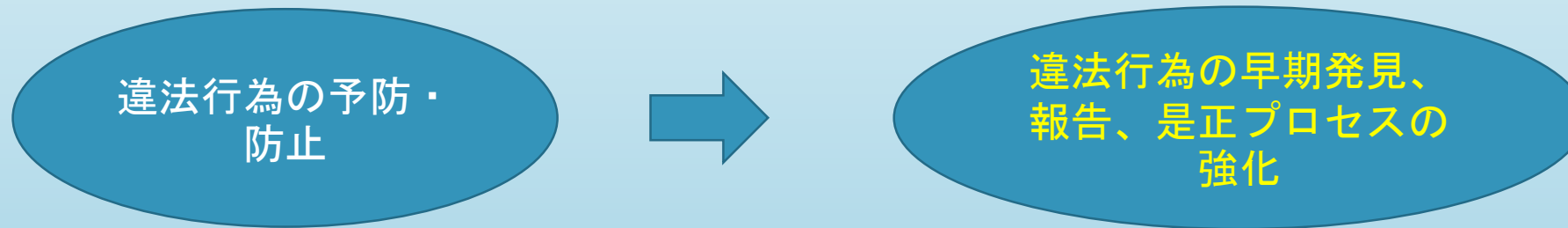
### ＜企業犯罪の量刑軽減における考慮事項＞

①コンプライアンス・プログラム(Compliance Progame;CP)基準・手続の策定、②会社の取締役会・上級役員によるCPの監視についての周知、③法令違反者に対して実質的な裁量権を付与しない配慮、④会社のCP基準・手続の研修プログラムを通じた会社構成員全員への周知、⑤CP基準を遵守するための合理的措置(モニタリング・システム、内部報告システムの構築)の実施、⑥インセンティブや懲戒処分によるCPの促進・徹底、⑦法令違反行為の発見時における適切な対応およびCPの修正

# 2010年連邦量刑ガイドライン改訂の方向性

## cf. 2008年金融危機後のD-F法の要請

\* 違反企業の量刑判断に考慮される企業内コンプライアンス体制の焦点の変化



自主的な調査に基づき企業が自ら不正を発見し、これを最初に規制当局に報告した場合には、量刑減輕の考慮事由とすることで、**企業内の情報ラインの透明化、不正発見時の企業の迅速な対応と改善**を可能とするコンプライアンス・プログラムを要求

- コンプライアンス・プログラムにより求められる内容には、取引先に対するコンプライアンス条項遵守の要請も ⇒ サプライチェーン・マネジメント・・・→ **中小規模企業への法令遵守意識の浸透を期待**

## Ⅱ 米国における小規模会社の法令遵守体制整備の対応と課題（2）

### ➤ 1977年海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)制定の経緯

\* ウォーターゲート事件を契機として多数の米国企業で不正会計の蔓延状況が発覚

▣ 世界で初めて**内部統制構築を法規制として要請** 監査論の世界からのパラダイムシフト

＜FCPAに導入された2つの条項＞

a) 賄賂禁止条項; 外国公務員に対し、汚職の意図をもって、営業上の利益をえる目的で、利益の申込み、供与、約束、承認又はこれらを助長する行為を禁ずる。

b) 会計・内部統制条項;

① 会社取引および資産の処分を正確かつ公正に反映した、帳簿・記録維持の義務づけ

② 具体的権限の委譲に基づく取引の実行、資産保全、GAAPに基づく財務諸表の作成

→ これらを合理的に保証する**内部会計統制システム**の構築義務

# 米国の企業法制の特殊性と連邦規制における内部統制規定の役割

《ガバナンス事項に関する州会社法規制、連邦証券規制の関係性》

ガバナンス事項は原則的に各州会社法の専属管轄事項。But 各州会社法は法人税収確保のため19世後半から、経営者に優位な会社法へと規制緩和競争を展開(Race to the Bottom) → 役員  
の責任規定の形骸化



1934年連邦証券取引所法により創設された証券市場監督規制機関である証券取引委員会  
(SEC)が、市場に開示される財務情報の信頼性確保のために、州際間取引規制の名目で、州会  
社法の機能不全を補完するため、ガバナンス事項についても介入を要望(1970年代後半 簿外債  
務問題の発覚から)



But 米国における州会社法との管轄問題の壁



FCPAの内部統制規定導入を契機に、SECは、ガバナンスへの直接的な関与となる法執行を正当  
化できる根拠を獲得 (財務不正の背後にある潜在的なガバナンスの機能不全に対処)

☞ SECの狙い; 海外贈賄行為防止のみならず、贈賄にともなう簿外債務の許容する歪んだ内  
部統制システムの是正